

茨城キリスト教大学教育関係者ネットワーク 会則

(目的)

第1条 茨城キリスト教大学教育関係者ネットワーク (Network of Ibaraki Christian University Educators、以下、NICE) は、教育関係の職にある茨城キリスト教大学 (以下、IC) の卒業生、教育関係の職に就くことを志望する IC の在學生、ならびに IC の教職員が、その交流を密にし、先人の智慧に浴してこれを伝え、若き奮闘あればこれを皆で支え、数々の成功と後悔とに耳を傾け、教育の力を真摯に講じて高めあい、もって愛する子らの豊かな成長に資する真の専門職団体となることを目指して、茲にその創立を宣言し、この会則を定める。

(事業)

第2条 NICE は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流事業
- (2) 会員相互の研修事業
- (3) 会員が連携して実施する地域貢献事業
- (4) その他、前条の目的に照らして会員より発議され、一定の賛同を得た事業

(会員)

第3条 NICE は、普通会員、準会員、特別会員をもって構成する。

- 2 普通会員は、IC 卒業生、IC 現教職員、IC 元教職員とする。
- 3 準会員は、IC 在學生とする。
- 4 特別会員は、前2項に該当しない者のうち、役員会が承認した者とする。
- 5 第2条に定める各事業の趣旨により、前3項に定める会員種別に応じて、当該事業への勧誘の有無や、参画の可否を区別することがある。

(入退会)

第4条 第1条に定める NICE の目的に賛同し、その他の諸条項に同意する第3条該当者は、事務局が示す所定の手続きをもって NICE に入会できる。

- 2 退会を希望する会員は、事務局にその旨を伝えることにより即時退会できる。
- 3 退会を希望しない会員であっても、役員会の決議により、その理由を当該会員に示した上で、退会させることがある。その場合、本条第1項の規定にも関わらず、再入会については役員会の承認を要する。

(役員会)

第5条 次の役員をもって役員会を構成する。役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 顧問 若干名
- 2 会長は、IC 教職員の中から IC 学長と役員会の合議によって選出され、NICE を総理する。
- 3 副会長は、IC 教職員の中から IC 学長と役員会の合議によって選出され、会長を補佐し、必要が生じたときに会長を代行する。
- 4 運営委員は、普通会員ならびに準会員の中から役員会によって選出され、会長の命により NICE の運営にあたる。
- 5 監事は、IC 教職員を除く普通会員の中から役員会によって選出され、会計を監査する。
- 6 顧問は、IC 学長、または IC 学長が指名する IC の教職員とし、NICE に助言を与える。
- 7 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

- 第6条 定例総会を原則として毎年8月に、ICキャンパスにおいて開催する。また、会長が必要と認めるとき、定例総会とは別に、臨時総会を開催することがある。
- 2 前項の規定にも関わらず、役員会の判断により、総会をオンライン上で実施することがある。ただしその場合、役員会はその開催案内において、会員に対してその理由を明示しなければならない。
 - 3 総会の議事は原則として会長が説明し、その進行を司る。
 - 4 総会議事のうち、次の各号に定める事項については審議事項とし、その決定は全会員のうち過半数の賛成(委任状を含む)を要する。
 - (1) 会則の改定
 - (2) 緊急声明文などNICEがその名称をもって社会に発する文書等の採択
 - (3) 個々の会員の名誉に係る組織的な判断事項
 - (4) その他、役員会が審議事項と判断する事項
 - 5 総会議事のうち、次の各号に定める事項については報告事項とする。ただし会長は、その報告する内容について質疑応答の時間を十分に設け、会員より改善の意見を得たときはその善処に努めなければならない。
 - (1) 会計
 - (2) 実施した事業
 - (3) 予定する事業
 - (4) 会員・役員の異動
 - (5) その他、役員会が報告を要すると判断する事項

(会計および会計年度)

- 第7条 運用に係る経費は、原則として補助金または寄附金をもって充てる。
- 2 各事業に参加する会員に対し、当該事業への参加費を徴収し、会計収入とすることがある。当該事業の支出総額がその収入総額に満たず残金が生じた場合、以降の事業参加費を減額する等の調整を可とし、年度繰越金の肥大化抑制に努めるものとする。
 - 3 監事による監査報告は、総会における会計報告の直後に行う。
 - 4 会計年度の開始日は毎年4月1日とし、当該年度の終了日は翌年3月31日とする。

(事務局)

- 第8条 NICEの事務局はICキャンパス内に置き、その事務作業は役員会が指名する事務作業者が行う。

(個人情報の取り扱い)

- 第9条 NICEが取得した各会員の個人情報は、事務局において厳重に管理し、必要に応じて役員および役員会が指定する事務作業者のみが閲覧できるものとし、当該会員の同意なくしてその他の会員または第三者に対し、一切開示してはならない。
- 2 会員は、自身が登録した情報に変更のあるときは、その変更内容を届け出なければならない。
 - 3 会員は、NICE役員ならびに役員会が指定する事務作業者が、必要に応じて、ICが保有する会員の個人情報を閲覧・共有することに同意するものとする。
 - 4 退会者の個人情報は、退会后6ヶ月間を経てそのすべての保有記録を末梢する。

(会則の改定)

- 第10条 本会則の改定は、役員会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則

- 1 下記発起人による本会則原本への署名・捺印をもって、茨城キリスト教大学教育関係者ネットワーク（NICE: Network of Ibaraki Christian University Educators）を創立せしめる。創立時會則原本は事務局において保管する。

2022（令和4）年4月1日

発起人 茨城キリスト教大学学長・現代英語学科教員 **上野 尚美**（NICE 初代顧問） 印

発起人 茨城キリスト教大学文学部長・児童教育学科教員 **池内 耕作**（NICE 初代会長） 印

発起人 茨城キリスト教大学学務部長・現代英語学科教員 **村上 美保子**（NICE 初代副会長） 印

発起人 茨城キリスト教大学教職課程委員長・児童教育学科教員 **斎藤 遼太郎**（NICE 初代運営委員） 印

発起人 常陸大宮市教育委員会教育長・茨城キリスト教大学卒業生 **小野 司寿男**（NICE 初代監事） 印